

西大阪地域水防災連絡協議会規約（改正案）

(名 称)

第1条 本協議会の名称は、西大阪地域水防災連絡協議会（以下「協議会」という。）とする。

(目 的)

第2条 協議会は、大阪府水防計画や治水施設の状況などを防災・**減災**関係機関に提供するとともに、「西大阪地域」に応じた、水防法第十五条の十で定める水災による被害の軽減に資する取組**及び流域治水プロジェクト**を総合的かつ一体的に推進するために必要な連携や協議を行い、高潮、洪水、津波などに際し、水防等に関する情報伝達を敏速かつ的確に行うことにより、水防活動等の円滑化を図り災害の被害軽減に資する。

- 2 前項の「西大阪地域」とは、別図1及び別図2に示す地域のことをいい、この協議会で防災・減災対策に取り組む地域とする。

(組 織)

第3条 協議会は、「西大阪地域」の防災・減災に関する機関をもって組織する。

- 2 協議会には、防災・減災に関する行政ワーキンググループ（以下「行政WG」という。）を設置するものとする。
- 3 協議会は、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて各種のWGの新設をすることができるものとする。
- 4 協議会及び行政WGには、事務を行うため事務局を置く。

(協議会での連絡協議事項)

第4条 協議会で「**西大阪地域**」における連絡協議する事項は、下記のとおりとする。

- (1) 防災・減災対策の取組に関すること
- (2) 情報連絡システムの整備
- (3) 水防体制、備蓄資器材に関する情報交換
- (4) 水防災をはじめ、各種自然災害に係わる危機管理等に関する情報交換
- (5) 大阪府水防計画、治水施設の状況などの関係機関への周知
- (6) 雨量、水位等の情報伝達
- (7) その他

- 2 **前項のうち、別図2に示す寝屋川ブロックの範囲における取組については、主として避難・水防等に関する対策を連絡協議し、とりまとめた内容を、特定都市河川浸水被害対策法に基づいて設置する寝屋川流域協議会を通して流域治水プロジェクトへ反映させる。**

(行政WGでの検討事項)

第5条 行政WGは、前条の事項において、以下の各号に定める内容について検討等を行うものとする。

- (1) 浸水想定等の水害リスク情報の共有に関する事項
- (2) 各機関がそれぞれ又は連携して実施している現状の防災・減災に係る取組状況等に関する事項

- (3) 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑な氾濫水の排水等を実現するために各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項
- (4) 各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項等をまとめた「西大阪地域」の取組方針の作成及び共有に関する事項
- (5) その他、大規模な災害に関する防災・減災対策に関して必要な事項

(協議会)

第6条 協議会は、別表1に掲げる者をもって構成する。

- 2 協議会には、会長を置き、会長は大阪府知事をあてる。
- 3 協議会の議長は、会長がこれにあたる。会長に事故ある時は、会長があらかじめ指名する構成員が会議の議長となる。
- 4 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 5 事務局は、第1項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者を協議会の構成員に求めることができる。
- 6 協議会は、構成員の同意を得て、書面により開催することができる。

(行政WG)

第7条 行政WGは、別表2に掲げる者をもって構成する。

- 2 行政WGの議長は、別表2の構成員のうちから会長が指名しこれにあたる。
- 3 行政WGの運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 行政WGは、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、防災・減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 5 事務局は、第1項による者のほか、行政WG構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者を行政WGの構成員に求めることができる。

(オブザーバー)

第8条 協議会及び行政WGは、関係行政機関及び関係団体の代表者で、その参加が協議会及び行政WGの活動に有意義であると認められる者をオブザーバーとして置くことができる。

- 2 オブザーバーは、協議会の目的達成のための助言と支援を行うことができる。

(会議の公開)

第9条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 行政WGは、原則非公開とし、行政WGの結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第10条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

(構成員の任期)

第11条 関係行政機関および関係団体の代表者である構成員の任期は、当該職に在る期間とする。

(事務局)

第12条 事務局は、大阪府西大阪治水事務所が行う。

(委任)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は協議会で定めるものとする。

(付則)

- 1 この規約は、平成3年5月23日から実施する。
- 2 平成13年 6月29日 一部改正
- 3 平成16年 6月18日 一部改正
- 4 平成19年 6月29日 一部改正
- 5 平成20年 6月27日 一部改正
- 6 平成21年 6月23日 一部改正
- 7 平成22年 6月24日 一部改正
- 8 平成23年 6月24日 一部改正
- 9 平成24年 7月 2日 一部改正
- 10 平成25年 7月16日 一部改正
- 11 平成26年 7月 8日 一部改正
- 12 この規約は、平成30年3月19日から実施する。
- 13 平成30年 5月31日 一部改正
- 14 令和 元年 5月28日 一部改正
- 15 令和 2年 5月29日 一部改正
- 16 令和 3年 6月 9日 一部改正
- 17 この規約は、令和4年●月●●日から実施する。

(別表1)

(自治体)

大阪府知事
大阪市長
豊中市長
吹田市長

(自治体関係)

大阪府西大阪治水事務所長
大阪府寝屋川水系改修工営所長
大阪府東部流域下水道事務所長
大阪府危機管理室災害対策課長
大阪市危機管理室防災計画担当課長
大阪市建設局企画部河川課長
大阪市建設局企画部工務課長
大阪港湾局計画整備部防災・海上保全担当課長

(水防管理団体関係)

淀川右岸水防事務組合事務局長
淀川左岸水防事務組合事務局長
大和川右岸水防事務組合事務局長

(国関係)

淀川河川事務所長
大阪管区气象台長
大阪海上保安監部警備救難課長

(警察機関)

大阪府警察本部警備部警備第二課長
大阪府此花警察署長
大阪府西警察署長
大阪府大正警察署長
大阪府西淀川警察署長
大阪府住之江警察署長
大阪府西成警察署長
大阪府港警察署長
大阪府淀川警察署長
大阪府東淀川警察署長
大阪府大阪水上警察署長

(消防機関)

大阪市消防局警防部計画情報担当課長

(占用事業者)

西日本電信電話株式会社 大阪支店災害対策室 次長
大阪ガス株式会社 ネットワークカンパニー大阪導管部導管計画チームマネージャー
関西電力送配電株式会社 大阪支社 大阪北総務部 コミュニケーション統括グループ チーフマネージャー

(運輸事業者)

西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部 工務次長
阪神電気鉄道株式会社 都市交通事業本部工務部施設課長
阪急電鉄株式会社 都市交通事業本部技術部保線課長
京阪電気鉄道株式会社 工務部技術課土木担当課長
近畿日本鉄道株式会社 鉄道本部大阪統括部施設部工務課長
中之島高速鉄道株式会社 管理部長
大阪市高速電気軌道株式会社 交通事業本部安全推進部安全推進課長

(別表2)

(自治体関係)

大阪府西大阪治水事務所防災対策課長
大阪府西大阪治水事務所神崎川出張所長
大阪府寝屋川水系改修工営所建設課長
大阪府東部流域下水道事務所建設課長
大阪府都市整備部事業管理室事業企画課 参事
大阪府都市整備部河川室河川整備課 参事
大阪府都市整備部下水道室事業課長
大阪府危機管理室防災企画課 参事
大阪府危機管理室災害対策課 参事
大阪都市計画局計画推進室計画調整課 参事
大阪府建築部建築指導室建築企画課長
大阪市危機管理室防災計画担当課長
大阪市建設局企画部河川課長
大阪市建設局企画部工務課長
大阪港湾局計画整備部防災・海上保全担当課長
豊中市危機管理監
豊中市都市基盤部長
吹田市危機管理室長
吹田市下水道部長

(国関係)

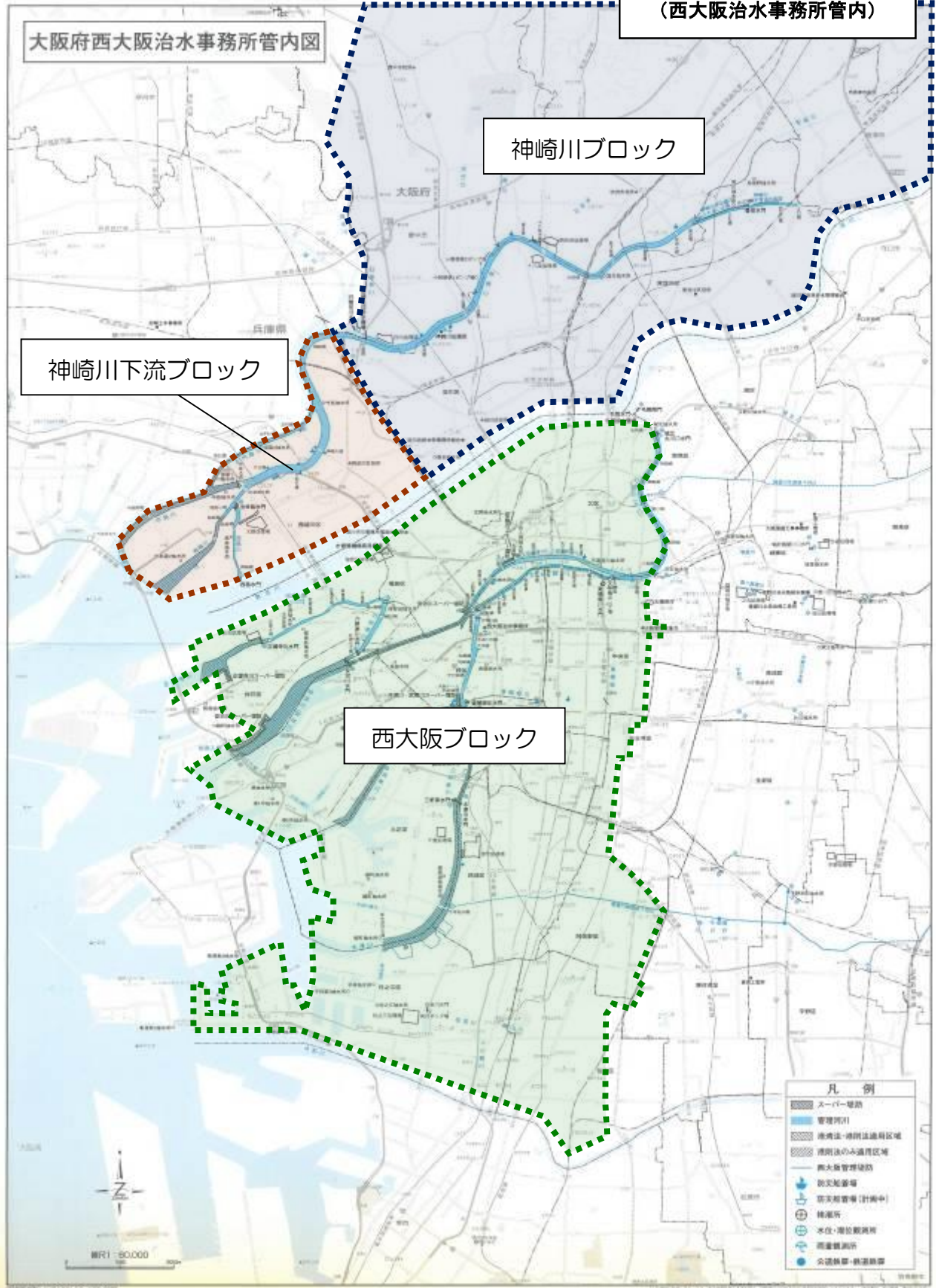
淀川河川事務所 地域防災調整官
大阪管区气象台 気象防災部気象防災情報調整官

(水防管理団体関係)

淀川右岸水防事務組合総務課長
淀川左岸水防事務組合防潮課長
大和川右岸水防事務組合総務課長

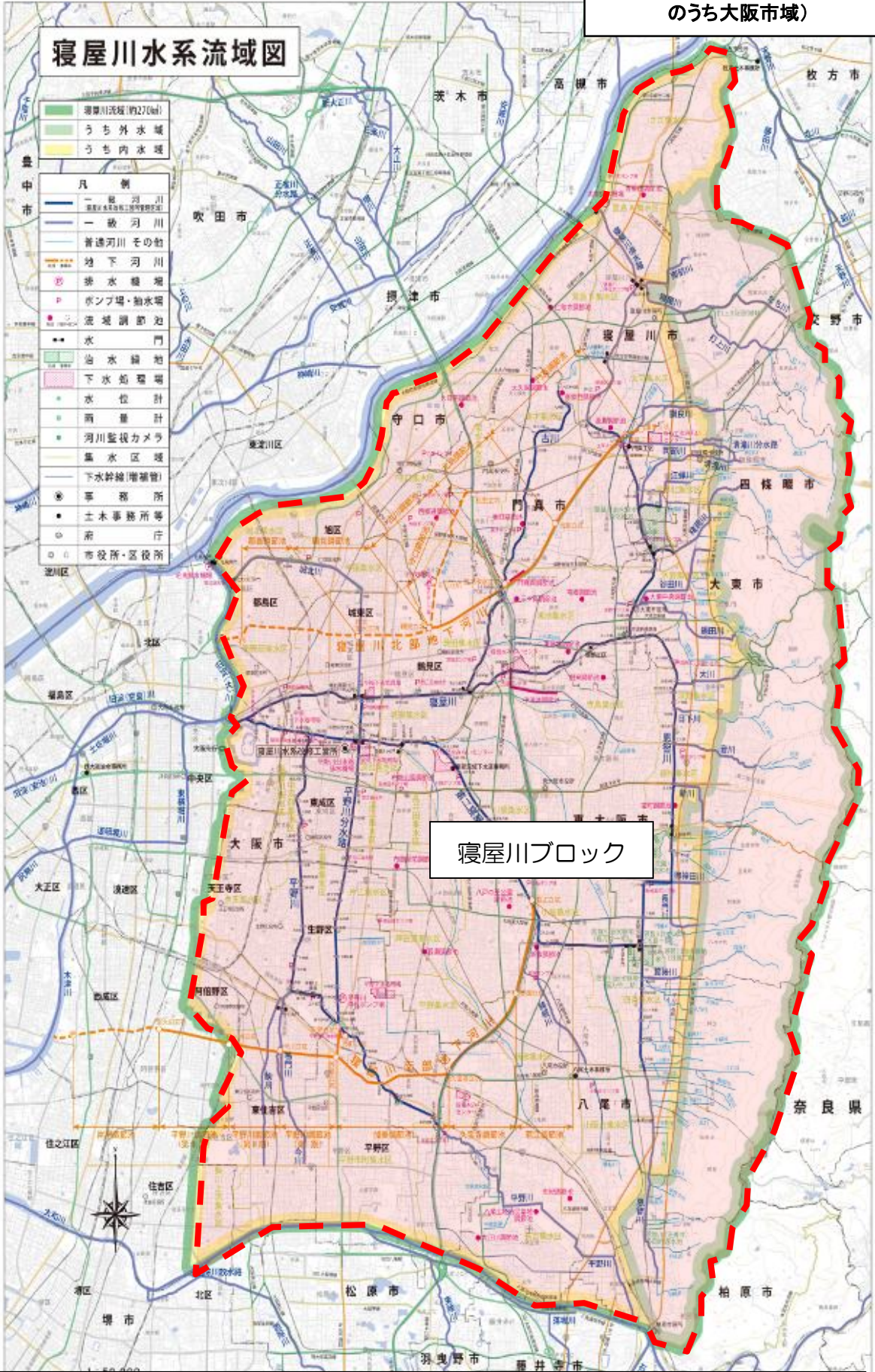
別図1「西大阪地域」

(西大阪治水事務所管内)



※「西大阪地域」とは、別図1に示す西大阪治水事務所管内及び別図2に示す寝屋川水系改修工営所管内のうち、大阪市域とする。

別図2「西大阪地域」
 (寝屋川水系改修工営所管内のうち大阪市域)



※「西大阪地域」とは、別図1に示す西大阪治水事務所管内及び別図2に示す寝屋川水系改修工営所管内のうち、大阪市域とする。

西大阪地域水防災連絡協議会規約 新旧対照表

現行規約	改正案規約	備考
<p>(目的)</p> <p>第2条 協議会は、大阪府水防計画や治水施設の状況などを防災関係機関に提供するとともに、「西大阪地域」に応じた、水防法第十五条の十で定める水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な連携や協議を行い、高潮、洪水、津波などに際し、水防等に関する情報伝達を敏速かつ的確に行うことにより、水防活動等の円滑化を図り災害の被害軽減に資する。</p> <p>2 前項の「西大阪地域」とは、別図1及び別図2に示す地域のことをいい、この協議会で防災・減災対策に取り組む地域とする。</p> <p>(協議会での連絡協議事項)</p> <p>第4条 協議会で連絡協議する事項は、下記のとおりとする。</p> <p>(1) 「西大阪地域」における防災・減災対策の取組に関すること</p> <p>(2) 情報連絡システムの整備</p> <p>(3) 水防体制、備蓄資器材に関する情報交換</p> <p>(4) 水防災をはじめ、各種自然災害に係わる危機管理等に関する情報交換</p> <p>(5) 大阪府水防計画、治水施設の状況などの関係機関への周知</p> <p>(6) 西大阪地域に関する雨量、水位等の情報伝達</p> <p>(7) その他</p> <p>(行政WGでの検討事項)</p> <p>第5条 行政WGは、前項(1)(2)(3)(4)の事項において、以下の各号に定める内容について検討等を行うものとする。</p> <p>(1) 浸水想定等の水害リスク情報の共有に関する事項</p> <p>(2) 各機関がそれぞれ又は連携して実施している現状の防災・減災に係る取組状況等に関する事項</p> <p>(3) 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑な氾濫水の排水等を実現するために各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項</p> <p>(4) 各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項等をまとめた「西大阪地域」の取組方針の作成及び共有に関する事項</p> <p>(5) その他、大規模な災害に関する防災・減災対策に関して必要な事項</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 協議会は、大阪府水防計画や治水施設の状況などを防災・減災関係機関に提供するとともに、「西大阪地域」に応じた、水防法第十五条の十で定める水災による被害の軽減に資する取組及び流域治水プロジェクトを総合的かつ一体的に推進するために必要な連携や協議を行い、高潮、洪水、津波などに際し、水防等に関する情報伝達を敏速かつ的確に行うことにより、水防活動等の円滑化を図り災害の被害軽減に資する。</p> <p>2 前項の「西大阪地域」とは、別図1及び別図2に示す地域のことをいい、この協議会で防災・減災対策に取り組む地域とする。</p> <p>(協議会での連絡協議事項)</p> <p>第4条 協議会で「西大阪地域」における連絡協議する事項は、下記のとおりとする。</p> <p>(1) 防災・減災対策の取組に関すること</p> <p>(2) 情報連絡システムの整備</p> <p>(3) 水防体制、備蓄資器材に関する情報交換</p> <p>(4) 水防災をはじめ、各種自然災害に係わる危機管理等に関する情報交換</p> <p>(5) 大阪府水防計画、治水施設の状況などの関係機関への周知</p> <p>(6) 雨量、水位等の情報伝達</p> <p>(7) その他</p> <p>2 前項のうち、別図2に示す寝屋川ブロックの範囲における取組については、主として避難・水防等に関する対策を連絡協議し、とりまとめた内容を、特定都市河川浸水被害対策法に基づいて設置する寝屋川流域協議会を通して流域治水プロジェクトへ反映させる。</p> <p>(行政WGでの検討事項)</p> <p>第5条 行政WGは、前条の事項において、以下の各号に定める内容について検討等を行うものとする。</p> <p>(1) 浸水想定等の水害リスク情報の共有に関する事項</p> <p>(2) 各機関がそれぞれ又は連携して実施している現状の防災・減災に係る取組状況等に関する事項</p> <p>(3) 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑な氾濫水の排水等を実現するために各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項</p> <p>(4) 各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項等をまとめた「西大阪地域」の取組方針の作成及び共有に関する事項</p> <p>(5) その他、大規模な災害に関する防災・減災対策に関して必要な事項</p>	

現行規約	改正案規約	備考
<p>(付 則)</p> <p>1 この規約は、平成3年5月23日から実施する。</p> <p>2 平成13年 6月29日 一部改正</p> <p>3 平成16年 6月18日 一部改正</p> <p>4 平成19年 6月29日 一部改正</p> <p>5 平成20年 6月27日 一部改正</p> <p>6 平成21年 6月23日 一部改正</p> <p>7 平成22年 6月24日 一部改正</p> <p>8 平成23年 6月24日 一部改正</p> <p>9 平成24年 7月 2日 一部改正</p> <p>10 平成25年 7月16日 一部改正</p> <p>11 平成26年 7月 8日 一部改正</p> <p>12 この規約は、平成30年3月19日から実施する。</p> <p>13 平成30年 5月31日 一部改正</p> <p>14 令和 元年 5月28日 一部改正</p> <p>15 令和 2年 5月29日 一部改正</p> <p>16 令和 3年 6月 9日 一部改正</p>	<p>(付 則)</p> <p>1 この規約は、平成3年5月23日から実施する。</p> <p>2 平成13年 6月29日 一部改正</p> <p>3 平成16年 6月18日 一部改正</p> <p>4 平成19年 6月29日 一部改正</p> <p>5 平成20年 6月27日 一部改正</p> <p>6 平成21年 6月23日 一部改正</p> <p>7 平成22年 6月24日 一部改正</p> <p>8 平成23年 6月24日 一部改正</p> <p>9 平成24年 7月 2日 一部改正</p> <p>10 平成25年 7月16日 一部改正</p> <p>11 平成26年 7月 8日 一部改正</p> <p>12 この規約は、平成30年3月19日から実施する。</p> <p>13 平成30年 5月31日 一部改正</p> <p>14 令和 元年 5月28日 一部改正</p> <p>15 令和 2年 5月29日 一部改正</p> <p>16 令和 3年 6月 9日 一部改正</p> <p><u>17 この規約は、令和4年●月●●日から実施する。</u></p>	

現行規約	改正案規約	備考
<p>(別表1)</p> <p>(自治体) 大阪府知事 大阪市長 豊中市長 吹田市長</p> <p>(自治体関係) 大阪府西大阪治水事務所長 大阪府寝屋川水系改修工営所長 大阪府危機管理室災害対策課長 大阪市危機管理室防災計画担当課長 大阪市建設局企画部河川課長 大阪市建設局企画部工務課長 大阪港湾局計画整備部防災・海上保全担当課長</p> <p>(水防管理団体関係) 淀川右岸水防事務組合事務局長 淀川左岸水防事務組合事務局長 大和川右岸水防事務組合事務局長</p> <p>(国関係) 淀川河川事務所長 大阪管区气象台長 大阪海上保安監部警備救難課長</p> <p>(警察機関) 大阪府警察本部警備部警備第二課長 大阪府此花警察署長 大阪府西警察署長 大阪府大正警察署長 大阪府西淀川警察署長 大阪府住之江警察署長 大阪府西成警察署長 大阪府港警察署長 大阪府淀川警察署長 大阪府東淀川警察署長 大阪府大阪水上警察署長</p> <p>(消防機関) 大阪市消防局警防部計画情報担当課長</p> <p style="text-align: right;">⇒ 次ページに続く</p>	<p>(別表1)</p> <p>(自治体) 大阪府知事 大阪市長 豊中市長 吹田市長</p> <p>(自治体関係) 大阪府西大阪治水事務所長 大阪府寝屋川水系改修工営所長 大阪府東部流域下水道事務所長 大阪府危機管理室災害対策課長 大阪市危機管理室防災計画担当課長 大阪市建設局企画部河川課長 大阪市建設局企画部工務課長 大阪港湾局計画整備部防災・海上保全担当課長</p> <p>(水防管理団体関係) 淀川右岸水防事務組合事務局長 淀川左岸水防事務組合事務局長 大和川右岸水防事務組合事務局長</p> <p>(国関係) 淀川河川事務所長 大阪管区气象台長 大阪海上保安監部警備救難課長</p> <p>(警察機関) 大阪府警察本部警備部警備第二課長 大阪府此花警察署長 大阪府西警察署長 大阪府大正警察署長 大阪府西淀川警察署長 大阪府住之江警察署長 大阪府西成警察署長 大阪府港警察署長 大阪府淀川警察署長 大阪府東淀川警察署長 大阪府大阪水上警察署長</p> <p>(消防機関) 大阪市消防局警防部計画情報担当課長</p> <p style="text-align: right;">⇒ 次ページに続く</p>	

現行規約	改正案規約	備考
<p>⇒ 前ページからの続き</p> <div data-bbox="231 323 1288 1814" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(占有事業者) 西日本電信電話株式会社 大阪支店災害対策室 次長 大阪ガス株式会社 ネットワークカンパニー大阪導管部導管計画チームマネージャー 関西電力送配電株式会社 大阪支社 大阪北総務部 コミュニケーション統括グループ チーフマネジャー</p> <p>(運輸事業者) 西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部 工務次長 阪神電気鉄道株式会社 都市交通事業本部工務部施設課長 阪急電鉄株式会社 都市交通事業本部技術部保線課長 京阪電気鉄道株式会社 工務部技術課土木担当課長 近畿日本鉄道株式会社 鉄道本部大阪統括部施設部工務課長 中之島高速鉄道株式会社 管理部長 大阪市高速電気軌道株式会社 交通事業本部安全推進部安全推進課長</p> </div>	<p>⇒ 前ページからの続き</p> <div data-bbox="1368 323 2424 1814" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(占有事業者) 西日本電信電話株式会社 大阪支店災害対策室 次長 大阪ガス株式会社 ネットワークカンパニー大阪導管部導管計画チームマネージャー 関西電力送配電株式会社 大阪支社 大阪北総務部 コミュニケーション統括グループ チーフマネジャー</p> <p>(運輸事業者) 西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部 工務次長 阪神電気鉄道株式会社 都市交通事業本部工務部施設課長 阪急電鉄株式会社 都市交通事業本部技術部保線課長 京阪電気鉄道株式会社 工務部技術課土木担当課長 近畿日本鉄道株式会社 鉄道本部大阪統括部施設部工務課長 中之島高速鉄道株式会社 管理部長 大阪市高速電気軌道株式会社 交通事業本部安全推進部安全推進課長</p> </div>	

現行規約	改正案規約	備考
<p>(別表2)</p> <p>(自治体関係)</p> <p>大阪府西大阪治水事務所防災対策課長 大阪府西大阪治水事務所神崎川出張所長 大阪府寝屋川水系改修工営所建設課長 大阪府都市整備部事業管理室 事業企画課 参事 大阪府都市整備部河川室 河川整備課 参事 大阪府危機管理室 災害対策課 参事 大阪市危機管理室防災計画担当課長 大阪市建設局企画部河川課長 大阪市建設局企画部工務課長 大阪港湾局計画整備部防災・海上保全担当課長 豊中市危機管理監 豊中市都市基盤部長 吹田市危機管理室長 吹田市下水道部長</p> <p>(国関係)</p> <p>淀川河川事務所 地域防災調整官 大阪管区气象台 気象防災部気象防災情報調整官</p> <p>(水防管理団体関係)</p> <p>淀川右岸水防事務組合総務課長 淀川左岸水防事務組合防潮課長 大和川右岸水防事務組合総務課長</p>	<p>(別表2)</p> <p>(自治体関係)</p> <p>大阪府西大阪治水事務所防災対策課長 大阪府西大阪治水事務所神崎川出張所長 大阪府寝屋川水系改修工営所建設課長 大阪府東部流域下水道事務所建設課長 大阪府都市整備部事業管理室事業企画課 参事 大阪府都市整備部河川室河川整備課 参事 大阪府都市整備部下水道室事業課長 大阪府危機管理室防災企画課 参事 大阪府危機管理室災害対策課 参事 大阪都市計画局計画推進室計画調整課 参事 大阪府建築部建築指導室建築企画課長 大阪市危機管理室防災計画担当課長 大阪市建設局企画部河川課長 大阪市建設局企画部工務課長 大阪港湾局計画整備部防災・海上保全担当課長 豊中市危機管理監 豊中市都市基盤部長 吹田市危機管理室長 吹田市下水道部長</p> <p>(国関係)</p> <p>淀川河川事務所 地域防災調整官 大阪管区气象台 気象防災部気象防災情報調整官</p> <p>(水防管理団体関係)</p> <p>淀川右岸水防事務組合総務課長 淀川左岸水防事務組合防潮課長 大和川右岸水防事務組合総務課長</p>	

1. 水防災連絡協議会 次期「地域の取組方針」（水防法）について

(1) 近年の激甚災害

○平成27年9月の関東・東北豪雨、平成29年7月九州北部豪雨、平成30年7月豪雨、平成30年台風21号、令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨

(2) これまでの経過

○平成27年の関東・東北豪雨により、鬼怒川において甚大な被害が発生したことを踏まえ、「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと意識を変革し、平成27年12月に**ハード・ソフト一体**となった「**水防災意識社会 再構築ビジョン**」が策定。

○平成29年6月の水防法の改正により「水防災意識社会 再構築ビジョン」を実行するための「**大規模氾濫減災協議会**」制度が創設された。さらに、関係者が協力して概ね5年間で実施すべき事項として、**32項目**からなる「**緊急行動計画**」がとりまとめられ、本計画の各種取組を緊急的かつ強力に推進することが通知された。

(3) 大阪府の取組状況

○府下8地域で運営してきた水防災連絡協議会を大規模氾濫減災協議会に位置づけ、国土交通省の緊急行動計画に基づく「地域の取組方針」として、5ヶ年の取組目標（平成29年～令和3年）を定め、進捗管理を行ってきた。

■「地域の取組方針」5ヶ年の取組【平成29年～令和3年】の主な内容

(1) 円滑かつ迅速な避難のための取組

- ・ホットラインの構築、実施
- ・タイムラインの作成、活用
- ・避難確保計画の作成、避難訓練の実施
- ・浸水想定区域図等の作成と周知
- ・水害ハザードマップの改良、周知、活用
- ・災害リスクの現地表示
- ・防災教育の推進
- ・地域防災力向上のための人材育成

(2) 被害軽減の取組

- ・重要水防箇所の見直し、水防資機材の確認
- ・水防訓練の充実

(3) 氾濫水の排除、浸水被害軽減に関する取組

- ・浸水被害軽減地区の指定
- ・流域全体での取組み（調節池、ため池の活用等）

(4) 河川管理施設の整備等に関する事項

- ・河川砂防施設の整備
- ・危機管理型ハード対策
- ・重要インフラの機能確保（上下水道等）

(5) 減災・防災に関する国の支援

- ・地方公共団体への財政的支援
- ・適切な土地利用の促進（水害リスクの周知）
- ・災害時及び災害復旧に対する支援

(4) 次期「地域の取組方針」について

○国土交通省からの通知（水防担当部長宛）により、令和3年度までで「地域の取組方針」の期間が終了する協議会にあっては、**令和3年度中に「地域の取組方針」を見直す必要がある。**

2. 流域治水の進め方について

(1) 流域治水の推進について

○左記、水防災意識社会の再構築を一步進め、取組のさらなる強化を行うために、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う「**流域治水**」への**転換**を推進することが令和2年6月に国より打ち出され、流域治水を計画的に推進していくために、「**流域治水プロジェクト**」として**策定・公表**するよう国より通知された。

「流域治水」の考え方



氾濫をできるだけ防ぐための対策

- ・堤防整備や河道掘削などの河川整備
- ・ため池やたんぼ、牧場などを活用した雨水貯留

被害対象を減少させるための対策

- ・水害リスクを考慮したまちづくり、住まいの工夫
- ・二線堤などによる氾濫水の制御

被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

- ・命だけは守る避難体制の強化
- ・経済被害最小化のための水害BCP作成
- ・TEC-FORCEなどによる早期復旧

出典：気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について 答申

集水域と河川区域のみならず、**氾濫域も含めて**一つの流域として捉え、**総合的かつ多層的**に取り組む。

■流域治水推進の主な取組

(1) 氾濫をできるだけ防ぐための対策

- ・雨水貯留浸透施設の整備、ため池等の治水活用
- ・利水ダム等において貯留水を事前に放流し洪水調節に活用
- ・土地利用と一体となった遊水機能の向上
- ・河床掘削、引堤、砂防堰堤、雨水排水施設等の整備
- ・「粘り強い堤防」を目指した堤防強化等

(2) 被害対象を減少させるための対策

- ・土地利用規制、誘導、移転促進
- ・二線堤の整備、自然堤防の保全

(3) 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

- ・水害リスク情報の空白地帯解消
- ・長期予測の技術開発
- ・工場や建築物の浸水対策、BCPの策定
- ・不動産取引時の水害リスク情報提供
- ・官民連携によるTEC-FORCEの体制強化
- ・排水門等の整備、排水強化



取組内容
が重複

3. 次期「地域の取組方針」及び流域治水における大阪府の今後の進め方

(1) 次期「地域の取組方針」を策定するに際して、これまでの「地域の取組方針」の**現取組の効果検証を踏まえる**とともに、**流域治水関連法（※1）の改定による各施策の制度も視野に次期「地域の取組方針」を策定**していく。また、各施策の検討にあたっては、現協議会の組織以外の部局にも及ぶことから、協議会の組織構成の見直しも併せて進めていく。

※1 流域治水関連法【9つの法律】：特定都市河川浸水被害対策法、河川法、下水道法、水防法、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、都市計画法、防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律、都市緑地法、建築基準法

(2) 府域における上記の「地域の取組方針」は流域治水の考え方を踏まえたものであり、次期「地域の取組方針」を河川毎のリスクに応じたきめ細やかかつ着実に推進するため、**流域毎の特性を踏まえた「流域治水プロジェクト」を策定し、水防災連絡協議会の中で進捗管理**していく。

4. 令和3年度の水防災連絡協議会における進め方

(1) **次期「地域の取組方針」を本協議会で策定・承認**する。

(2) 流域毎の特性を踏まえた「**流域治水プロジェクト**」（※2）を事務局で取りまとめ、**本協議会で承認・公表**する。

※2 二級水系については、河川整備計画単位の16水系で策定する。

（ただし、一級水系については国において策定済みであるが、河川整備計画単位の10ブロックで各取組を示した流域図を事務局で取りまとめ、進捗管理を行っていく。）

(3) 次期「地域の取組方針」について検討する場合、各市町村においても、**各担当部局（農林部局やまちづくり部局など）の参画や合意形成**が必要と考えられるが、構成員は**柔軟に対応**し、特定の取組について具体的に検討する際には**必要に応じてWGを設置するなど、適宜対応**する。



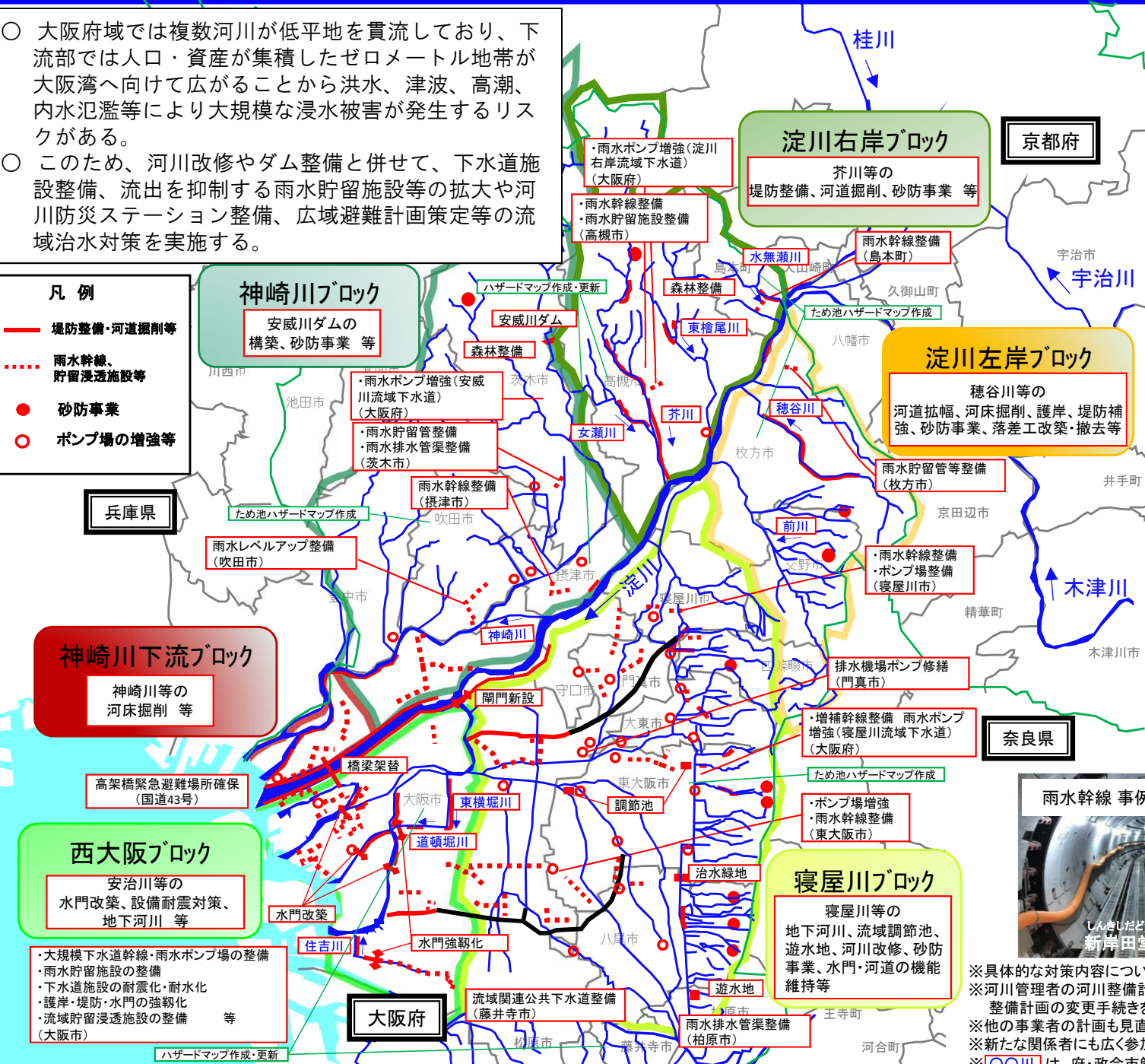
毎年、進捗管理を行っていく。

淀川水系流域治水プロジェクト 淀川(大阪府域)分会 【位置図】

～滯輝く関西経済圏を支える流域対策～

- 大阪府域では複数河川が低平地を貫流しており、下流部では人口・資産が集積したゼロメートル地帯が大阪湾へ向けて広がることから洪水、津波、高潮、内水氾濫等により大規模な浸水被害が発生するリスクがある。
- このため、河川改修やダム整備と併せて、下水道施設整備、流出を抑制する雨水貯留施設等の拡大や河川防災ステーション整備、広域避難計画策定等の流域治水対策を実施する。

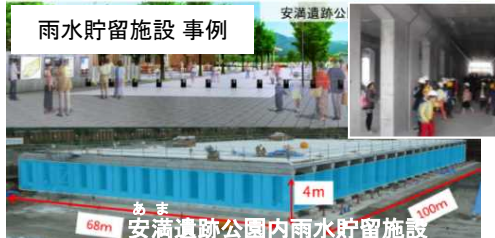
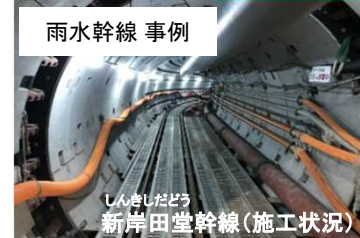
- 凡例**
- 堤防整備・河道掘削等
 - ⋯ 雨水幹線、貯留浸透施設等
 - 砂防事業
 - ポンプ場の増強等



- 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策**
- ・高規格堤防整備、築堤、堤防強化
 - ・河道拡幅・掘削、橋梁架替・改築
 - ・護岸、落差工改築・撤去
 - ・砂防事業、森林整備及び保全
 - ・閘門新設、水門改築、施設耐震補強
 - ・河川防災拠点整備
 - ・高架橋緊急避難場所確保
 - ・ダム建設、ダムの堆砂除去
 - ・事前放流等の実施・体制構築
 - ・地下河川、流域調節池、遊水地
 - ・下水道等の排水施設整備・耐水化
 - ・雨水貯留浸透施設の整備
 - ・各家庭等における雨水貯留浸透施設整備への助成
 - ・ため池の治水活用 等

- 被害対象を減少させるための対策**
- ・土地利用誘導
 - ・開発行為に対する流出抑制対策指導 等

- 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策**
- ・洪水ハザードマップ作成・更新
 - ・ため池ハザードマップ作成
 - ・防災教育・啓発活動等の推進
 - ・要配慮者利用施設における避難計画の策定支援
 - ・タイムラインの作成・運用
 - ・ホットライン構築
 - ・水位計・監視カメラの設置
 - ・広域避難計画策定
 - ・分かりやすい防災気象情報の提供
 - ・ゲリラ豪雨対策アクションプラン策定 等



※具体的な対策内容については、主な対策を記載しており、今後の調査・検討により変更となる場合があります。
 ※河川管理者の河川整備計画は、現時点では現行計画を基にプロジェクトに反映しますが、今後、河川整備計画の変更手続きを行う予定なので、変更された場合にはその内容を反映します。
 ※他の事業者の計画も見直されれば、同様に反映します。
 ※新たな関係者にも広く参加を呼びかけることから、新たな関係者の計画も反映します。
 ※**○川**は、府・政令市管理河川の代表的な箇所(河川)を示したものである。

淀川水系流域治水プロジェクト 淀川(大阪府域)分会【ロードマップ】

～漣輝く関西経済圏を支える流域対策～

- 淀川（大阪府域）では、上下流・本支川の流域全体を俯瞰し、国、府、市町が一体となって、以下の手順で「流域治水」を推進する。
大阪府域は複数河川が貫流する低平地に形成された高度な都市構造を有し、洪水、津波、高潮、内水氾濫等により大規模な浸水被害が発生するリスクがあることから、河川改修やダム整備と併せて、下水道施設整備、流出を抑制する雨水貯留施設等の拡大や河川防災ステーション整備、広域避難計画策定等の流域治水対策を実施する。
- 【短中期】 計画規模洪水を安全に流下させるため、橋梁架替や河道掘削、堤防整備と併せて、下水道施設整備や貯留浸透施設の整備を推進する。
- 【長期】 大規模な浸水被害から人命や資産を守るため、高規格堤防整備や流出抑制策を実施し、流域全体の安全度向上を図る。

区分	主な対策内容	実施主体	工程		
			短期	中期	長期
氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策	堤防整備、河道掘削、橋梁架替等	大阪府、大阪市 淀川河川事務所		ななば線橋梁架替完成 (淀川河川事務所)	
	地震・津波、高潮対策	大阪府、大阪市 淀川河川事務所	水門強化完成(大阪市)		3大水門改築完成 (大阪府)
	ダム建設	大阪府	安威川ダム完成 (大阪府)		
	砂防事業、森林整備・保全	大阪府、高槻市、枚方市			
	雨水貯留浸透施設、雨水幹線整備、 下水道施設増強、耐水化	大阪府、大阪市、吹田市、高槻市、枚方市、 茨木市、寝屋川市、柏原市、藤井寺市、東大 阪市、島本町 等	高宮ポンプ場整備完成 (寝屋川市)	・大隅十八条幹線・此花下水処理場ポンプ場完成(大阪市)・楠葉排水区雨水貯留管等整備完成(枚方市) ・中の島・片山区雨水レベルアップ整備完成(吹田市)・新岸田堂幹線完成(東大阪市) ・JR高槻駅北雨水貯留施設整備完成(高槻市)	
	排水施設整備、改修、修繕	大阪府、大阪市、高槻市、枚方市、寝屋川 市、門真市、門真市、東大阪市 等	居住誘導区域見直し及び防災指針策定 (高槻市)	・門真守口増補幹線完成(大阪府) ・川俣処理区合流管渠整備(柏原西排水区)完成(柏原市) ・山崎雨水幹線完成(島本町)	
被害対象を減少させるための対策	立地適正化計画・居住誘導	高槻市、枚方市 等			
	家屋の耐水化啓発	高槻市 等			
被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	避難確保計画策定支援	大阪市、高槻市、枚方市、摂津市 等	要配慮者利用施設の 避難確保計画策定 (枚方市内の施設)		
	ハザードマップ作成、防災教育、避難訓練 等	大阪市、吹田市、高槻市、枚方市、摂津市、 藤井寺市、東大阪市、島本町 等	SOS避難メソッド等を掲載した 防災ブック作成 (摂津市)		
	防災気象情報の改善	大阪管区气象台			
	広域アクションプラン(ゲリラ豪雨対策)	環境省、大阪府 等	アクションプラン策定		

気候変動を踏まえた更なる対策を推進

※スケジュールは今後の事業進捗によって変更となる場合がある。